**納　税　管　理　人　申　告　書・承　認　申　請　書**

令和　　年　　月　　日

（あて先）下　関　市　長

住　所（所在地）：

納税義務者

氏　名（名　称）：　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電　話　番　号 ：

※個人の場合は自署又は記名押印を、法人の場合は社印を押印してください。

下記のとおり、□市県民税　□固定資産税等に関する納税管理人を（□設定　□変更　□廃止）

しましたので（□申告　□承認申請）します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 納税通知書番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
| 納税管理人 | 住所(所在地) |  |
| 氏名(名称) |  |
| 電話番号 |  |
| 旧納税管理人 | 住所(所在地) |  |
| 氏名(名称) |  |
| 電話番号 |  |

|  |
| --- |
| 本　人　確　認　書　類 |
| 個カード　免　旅券　身障手　健保　後期　年手　福祉　介護　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※ 郵送提出の場合は、納税義務者本人の確認書類(写し)を添付してください。

■下関市税条例第２５条　市民税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を　有しない場合においては、市の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から１０日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者(個人にあっては､独立の生計を営むものに限る｡)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から１０日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた　場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から１０日を経過した日とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市民税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを　要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から１０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

■下関市税条例第６４条　固定資産税の納税義務者は、市の区域内に住所、居所、事務所または事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市の区域内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から１０日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から１０日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合でその他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動が生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から１０日を経過した日とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその承認を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動が生じたときは、その異動が生じた日から１０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。